

千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領

平成27年3月11日制定
令和8年2月18日最終改正

(目的)

第1条 この要領は、千葉県が発注する工事の入札において、入札参加者から提出された工事費内訳書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事費内訳書の要件)

第2条 工事費内訳書は、次の各号に掲げる費用のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条の規定による入札金額の内訳も明らかにして記載しなければならない。

- 一 直接工事費
- 二 共通仮設費
- 三 現場管理費
- 四 一般管理費等
- 五 スクラップ処分費等で工事価格から控除すべき費用がある場合は当該控除相当額（直接工事費に含まれる場合を除く。以下同じ。）

2 工事内訳書は、別記第1号様式によるものとし、積算基準の適用の区分に応じ、次の表に掲げる項目を記載しなければならない。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

積算基準の適用	記載を要する項目
営繕	中科目別内訳まで
下水（土木を除く）	細別内訳まで
上記以外	細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

3 前項の規定にかかわらず、予定価格5千万円未満の工事の入札にあつては、別記第2号様式によるものとし、積算基準の適用の区分に応じ、次の表に掲げる項目を記載しなければならない。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

積算基準の適用	記載を要する項目
営繕	科目別内訳まで
下水（土木を除く）	細別まで
上記以外	工種（新土木工事積算大系の工事工種体系における工種）まで

4 工事費内訳書は、別記第1号様式及び第2号様式によりがたい場合は、任意項目によることができるものとする。この場合において、県は記載すべき項目を入札公告又は指名通知書において示すものとする。

5 次の表の積算基準の適用の欄に掲げる工事に対するこの条及び第5条の規定の適用については、同表の費目の欄に掲げる費用を工事費内訳書に記載する場合にあつては、それぞれ同表の読み替える費目の欄に定める費用に読み替えるものとする。

積算基準の適用	費目	読み替える費目
土木（鋼橋製作を含む）	共通仮設費	共通仮設費、間接労務費
	現場管理費	現場管理費、工場管理費
土木（電気通信編）	直接工事費	直接工事費、直接製作費（機器単体費に 10 分の 6 を乗じた額とする。）
	共通仮設費	共通仮設費、間接労務費（機器単体費に 10 分の 1 を乗じた額とする。）
	現場管理費	現場管理費、工場管理費（機器単体費に 10 分の 2 を乗じた額とする。）、機器間接費
	一般管理費等	機器単体費の一般管理費等（機器単体費に 10 分の 1 を乗じた額とする。）及び工事費の一般管理費等の合計額
土木（機械編）で機械設備製作を含むもの	直接工事費	直接工事費、直接製作費
	共通仮設費	共通仮設費、間接労務費
	現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費
下水（土木を除く）	直接工事費	直接工事費、機器費
	現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費

（工事費内訳書の提出）

第 3 条 工事費内訳書の提出については、電子入札システムにより、第 1 回目の入札書提出時に入札書と併せて提出させるものとする。ただし、紙入札参加者にあつては、工事費内訳書を封書にし、持参により提出させるものとする。なお、再度入札の場合については、第 1 回目と同様の取扱いとする。

（工事費内訳書の確認）

第 4 条 工事費内訳書は、入札締切り前に開封してはならない。

2 提出された工事費内訳書は、積算担当者（入札を実施する工事の積算内容を把握している職員）が立会い、別記第 3 号様式により記載内容を確認するものとする。

（重大な不備）

第 5 条 次の各号に該当する場合は、重大な不備があるものとして取り扱うものとする。

- 一 工事費内訳書の提出がない場合。
- 二 工事費内訳書とは無関係な書類である場合。
- 三 工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）。
- 四 工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）。

- 五 工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。
- 六 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及びスクラップ控除のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。
- 七 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及びスクラップ控除の合計額と工事価格とが異なる場合。
- 八 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。

（談合が疑われる場合の取扱い）

第6条 第4条の確認の結果、談合が疑われる場合は、談合情報があったものとみなし、談合情報対応マニュアル（平成6年4月15日施行）に基づき、公正入札調査委員会の事務局に通報するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。